

質疑応答書

番号	仕様書頁等	質問	回答
1		契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
2		契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。なお、契約書用紙は本市が交付します。
3		現在の契約電力は878kWでしょうか。 また自家発補給電力のご契約はございますでしょうか。	本回答日時点では、契約電力は878kWです。また、自家発補給電力の契約はありません。
4		第6条(権利義務の譲渡等) 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 受注者は、この契約によって生じる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。但し、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。 この後に⇒ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	原則、条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
5		第9条(使用電力量の計量及び検査) 計量日に関する記載がございますが、計量日は現在の計量日をそのまま引き次ますので下記文言に修正をお願いできますか。 ⇒計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし⇒『計量は毎月1日午前0:00とし』…計量日が1日の場合	原則、条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
6		月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。	振込みです。

7	第18条(その他) 定めのない事項に付き協議を行う際に 『受注者の電力需給約款参照の上』を追記 お願いできますか。	原則、条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
8	第9条(使用電力量の計量及び検査)第11条 (電気料金の支払及び遅延利息) 記載では「検査終了後、請求」となっておりま すが、実際の業務では1日の午前0時に自動 計量され、毎月第4営業日を目指して請求書 発行となり、その請求書にご利用の内訳が記 載されております。 文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途 行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発 行は致しかねますのでご了承願います。 と同時にこの流れについては予めご承知おき いただきたく存じます。	契約書第9条及び第11条に記載のと おりです。なお、本契約の条項について 疑義があるとき又は本契約条項に定め のない事項については、契約書第18条 第1項に基づく協議は可能です。
9	第〇条（違約金） 発注者の責に帰すべき事由により発生する 違約金についての記載がございませんので、 下記文言を参考に条項を追加をお願いでき ますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約 が解除された場合には、発注者は、当該日 から契約期間満了の日までに係る予定使用 電力量に、第2条に定める契約金額(電力量 料金単価)を乗じた額に、第2条に定める基本 料金を加算した額の10分の1に相当する額を 違約金として受注者の指定する期間内に支 払わなければならない。』	原則、条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

10		<p>弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。</p> <p>お客様にはWEB上の『お客様ページ』にて請求書を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。</p> <p>また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。</p>	問題ありません。
11		計量日は毎月1日でしょうか。	契約書第9条に記載のとおり、協議の上決定しますので、毎月1日に限りません。
12		契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	仕様書別紙1に記載のとおり、仮設校舎供用廃止による予定使用電力量及び最大需要電力の減少を見込んでいるほかに、本回答日時点で電力の契約に影響するような工事の予定はありません。
13		SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	鈴与電力株式会社です。

14	<p>燃料費調整額の取り扱いについて、現行、入札における最大の懸念点となっております。昨今の電力業界では、短い期間で料金等の見直しが行われており、ご契約期間中のいつのタイミングで見直しすると発表されるかわからない状況にあります。</p> <p>一部の旧一般電気事業者において燃料費調整額の取り扱いについてプレスリリスしておりますものの具体的な内容についてはわからないのが現状です。</p> <p>弊社はご契約期間中に基本料金単価・従量料金単価の見直し協議依頼は想定しておりません。ですが、弊社で入札時に提示する、料金メニュー単価を算定する仕組みの中には、燃料費調整額の算定諸元も考慮されているため、入札金額算定後に燃料費調整額の算定諸元まで見直しをされてしまうと、結果、需要家様にとって値上げになるもの、値下げにつながるものと混乱を招くことになります。</p> <p>弊社の方針といたしましては、燃料費等調整額は現行の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきたく、貴市様式の契約書に追記や別添の覚書等によるご対応をお願いしたい所存でございます。</p> <p>※入札単価の算出方法の仕組みには燃料費等調整額の推移なども加味されています。</p> <p>※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、入札書作成時期の燃料費調整額(単価)を固定するお願いではありません。</p>	<p>原則、条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
----	--	---

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。